

社会福祉法人 枚方療育園 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 三田楽寿荘
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業 運営規定

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人 枚方療育園 が設置運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 三田楽寿荘 (以下「施設」という。) 短期入所生活介護及びの介護 予防短期入所生活事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を 図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短 期入所生活の事業は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を受ける者 (以 下「利用者」という。) が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世 話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体 及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供 に努める。
- 3 施設は、事業を運営するにあたり、地域や家庭とのむすびつきを重視した運営を行い、 市町村等保険者 (以下「保険者」という。)、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業 者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称：社会福祉法人 枚方療育園 特別養護老人ホーム 三田楽寿荘
(2) 所在地：兵庫県三田市東本庄1 1 8 8番地

(利用定員)

第3条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次の通りとする。

- (1) 施設空床利用 80名
(2) 短期入所専用居室利用 10名

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の.36+職員を置く。

- (1) 施設長 (管理者) 1名
(2) 事務員 1名以上
(3) 生活相談員 1名以上
(4) 介護職員 27名以上
(5) 看護職員 3名以上
(6) 機能訓練指導員 1名以上
(7) 介護支援専門員 1名以上
(8) 医師 1名以上 (非常勤)
(9) 栄養士 1名以上

(10) 調理員 4名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次の通りとする。

(1) 施設長(管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定める職員が管理者の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持並びに予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) ケース会議

(4) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴・清拭を行い、排せつには適切な見守り及び一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者または医師及び看護師は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずるとともにその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または家族からの相談に応じるとともに、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の供与

教養娯楽設備等を備える他、適宜レクレーション行事を行う。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- イ 正当な理由なしに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 滞在費
 - ①従来型個室
- (3) 食費
- (4) 契約者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
- (5) 理美容代等の使用負担額を徴収する。
- (6) 送迎に要する費用を徴収する。
- (7) 前各号に掲げるものの他、サービスの提供にかかる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められたもの。

(送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎を実施する地域は、三田市全域 及び 三田市周辺の一部（片道およそ10 km以内もしくは片道およそ30分以内）の区域とする。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第10条 施設は、利用者が短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第12条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

2 施設は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第13条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用申込がされた場合には、正当な理由なく短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者への連絡、適切な他の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護支援事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護要支援認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するように努める。

(要介護及び要支援認定等の申請等に係る援助)

第16条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの提供開始に際し、要介護及び要支援認定等を受けていない利用申込者について、要介護及び要支援認定の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、要介護及

び要支援認定等の申請が、遅くとも現在の要介護及び要支援認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように必要な支援を行う。

(心身の状況の把握)

第17条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護にあたっては、利用者の係る居宅支援事業者及び介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努める。

(法廷代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第18条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に際し、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明する。

2 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関する情報の提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第19条 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第20条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護について利用者にかわって支払いを受ける居宅介護サービス費及び介護予防サービス費または居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領請求サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第22条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、利用者の要介護及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等と利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 4 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 自らその提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成)

- 第23条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
 - 3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

- 第24条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第25条 施設に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の日睦を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者に同意を得る。

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第26条 施設は、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者又はその従業員に対し、要介護及び要支援被保険者に該当施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者又はその従業員から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。
- (苦情処理)

- 第27条 施設は、その提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(暴力団等の影響の排除)

- 第28条 施設は、その運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

2 施設の設置者及び施設長、業務を統括する者は暴力団員等であってはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付及びその結果の公表)

第29条 施設は、その提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(人権擁護、虐待防止、身体拘束)

第30条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの提供において利用者の人権擁護、虐待の防止のため職員に対する研修の実施、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のための必要な措置を以下のように講ずる。

2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 施設は、身体的拘束の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における身体的拘束適正化を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 別に定めている、施設における身体的拘束適正化対策のための指針の再周知を行う。

(3) 施設において、従業者に対し、身体的拘束適正化検討のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

(衛生管理等)

第31条 利用者に使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

3 施設は、感染症の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設において、従業者に対し、感染症のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(2) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(会計の区分)

第32条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第33条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第34条 施設は、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護ができるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努める。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第35条 施設は、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ施設が定める協力機関への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(事故発生の予防及び発生時に対応)

第36条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の掲げる措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じる場合に、当該事実が施設の管理者に報告され、原因の分析の結果に基づき策定した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 5 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 6 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定訓練を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定)

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は職員に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、非常災害、感染症に備えた訓練を定期的実施するものとする。

第7章 その他運営に関する事項

（法令との関係）

第39条 この規程に定めのないことには、厚生省令並びに介護保険法の法については、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から施行する

この規程は、平成17年10月1日から施行する

この規程は、平成26年12月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する